

令和2年1月28日  
30年中間貯蔵施設地権者会  
会長 門馬 好春

会員の皆さまにいつも大変お世話になりありがとうございます。

当会の「令和1年度事業計画」に基づいた活動は、不誠実な環境省を糾し「是正」を求め知見豊富な専門家のご指導を頂き厳しく追及しており、下記の通り実施いたしました。主な内容を第14回目の会報としてお届けさせて頂きました。

### 1. 【環境省説明会】

(1)6月15日(土)いわき市文化センターにおいて、福島県等からのご出席も頂き第5回環境省説明会が開催されました。冒頭従来通りのテレビカメラ撮影を排除しようとした環境省に対し当会から抗議して撤回させる一幕で始まりました。環境省の配布資料に基づいた説明の後、皆様から福島県外最終処分場への搬出に向けた具体的な処分場探しや輸送トラックの安全対策の改善等を求める多くの要望や意見等と共に環境省の不公平な用地補償については是正を求める声も時間を延長した中で多くが出されました。

なお、後日、環境省が作成した質問等の項目では環境省にとって不都合な部分は削除されておりましたので、抗議し直させると共に今後同様の行為をしないことを確約させました。具体的な内容は、既に送らせて頂きました環境省回答書(9月6日付)の通りです。

〈門馬会長挨拶の様子〉

〈環境省対応者の様子〉



(2)11月22日(金)第6回環境省説明会をいわき市生涯学習センターにおいて、前回と同様福島県等からのご出席も頂き開催されました。当初の開催予定は10月12日でしたが、大型台風19号の影響を踏まえ延期をしておりました。環境省の配布資料に基づいた説明の後、会員の皆様から福島県外最終処分場への搬出に向けた具体的な工程表の提示要求や中間貯蔵施設内での連なった暴走トラックに対する早期改善要望等が出されました。地上権の使用補償については門馬会長から1つ1つ矛盾点を糾し、環境省側から次回団体交渉で丁寧に説

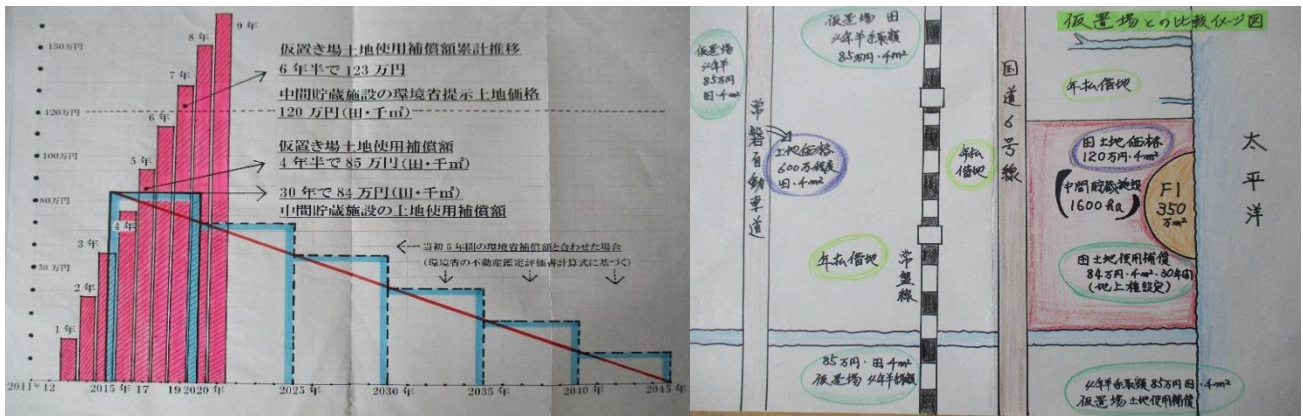
明することで理解して頂きたい旨の要請を受け終了いたしました。

詳細な内容は、今後環境省から要望等の回答書を受領後、皆様へ送付させていただきます。

## 2. 【環境省との団体交渉内容等】

(1) 6月27日(木)第38回団体交渉を東京神田で行いました。4月から着任した交渉責任者の野村調整官は体調不調により、栗田用地企画課長、横山用地補償課長他1名との交渉になり、不公平な補償「4年半より少ない30年間の土地使用補償の手取り額」を示し回答を求めましたが、環境省側の引継ぎ不足、勉強不足、知識不足でまるで、当会講師による環境省への勉強会の様でしたので、この環境省対応に対して翌日抗議の電話を入れました。

〈4年半より少ない30年間の補償の手取り額〉 〈仮置き場との比較のイメージ図〉



(2)10月29日(火)第39回の団体交渉をいわき市文化センターで行いました。先ず、小泉進次郎環境大臣宛て要望書を下記写真の通り環境省側に読み上げて手渡し、大臣に対し中間貯蔵施設の取り組みに対する改善要求を行いました。続いて、団体交渉を行いましたが、野村調整官は医師の勧めにより当会との交渉等から退き、初めて環境省生え抜きの三田特定物件等補償対策室長を交えた交渉となりました。交渉内容は、国内統一ルールである要綱・基準の適用と不公平な補償を当会から説明し是正を求めた後で、H26年3月31日日本不動産研究所から環境省に提出した報告書には当会が主張している同要綱・基準の条項を記載の上「地代(但し環境省指示で一括払い)」と明示されておりました。これが、なぜ、地上権設定対価(=物権の地上権の正常価格)となったのか、その根拠を求めましたが、環境省は答えることができず、宿題持ち帰りとなりました。今回は大熊町・双葉町から職員がオブザーバーとして出席して頂き、両町には交渉の実態を知って頂くことができました。

〈要望書を提出している様子〉

〈第10月30日河北新報記事〉



(3) 12月12日(火)第40回の団体交渉を東京神田で行いました。当会から第6回環境省説明会と同じく、地代から地上権の正常価格に変更した根拠と資料を求め、更に、平成26年9月～10月の地権者説明会時配布資料には「不動産鑑定士の鑑定評価等を踏まえて算定した」と明記されているが、この時点では不動産鑑定評価書がなく、翌年2月27日に提出されていたことを糾しました。これらの経過について環境省側からまた「勉強不足で申し訳ないが次回迄確認させてほしい」との要請がありました。環境省の地上権補償はルール違反と不公平な補償だけでなく、地上権の補償を算定した決裁書類もなく、その経過手順にもウソと不備があることが判明しました。このように環境省は明確な根拠の説明も出来ず、引き延ばしのみを行っている状況です。

栗田用地企画課長から小泉大臣宛提出要望書は11月28日に同大臣に報告し大臣は、要望書を直接確認したとの報告と共に今後も環境省の考え方を丁寧に説明していきたいとの回答がありました。当会からは要望書の各項目に対する回答を口頭でなく書面で示すよう申し入れました。

〈第40回交渉状況〉

〈地代から地上権の正常価格への変更経緯表〉



日(西暦)	年 月 日	内 容
2014	年 3 月 31 日	「双葉町の地代(その2)《要綱第19条の地代・基準第24条の地代》(環境省)から《地上権の正常価格》への変更経緯」
6 月 2 日	環境省(福島)研究機関で契約書(仕様書含む)締結「125年度(24年度継続)の契約は本会で締結」	
5 月 31 日-6 月 15 日	住民説明会(環境省HP)に記録掲載「売らない反発の声大」	
6 月 16 日	石原環境大臣の「金目でしょ」発言で地元反発が更に拡大	
7 月 28 日	環境省石原大臣復興庁根本大臣が福島県・南相馬に地上権(一括払い)も選択肢を説明「資料別紙」	
8 月 8 日	国の回答(街のHP)にも掲載「7月28日と同じ」資料別紙:住民説明会での質問への対応→地上権の設定 「双葉用地の地権補償の基本的ルール」上「地権者説明会で補償額のイメージを示す」	
9 月 10 日	研究所から土地価格の調査報告書と地権者説明会時の説明資料	
9 月 29 日-10 月 12 日	地権者説明会(環境省HP)に記録掲載なし 配布資料:用地補償の概要「土地価格・土地設定対価・一括払い 地権者から用地補償について反発の声大 配布資料:イメージについて「土地価格とは土地価格の2割」	
10 月 16 日	8月27日-10月6日コールセンターへの住民・地権者からの質問に対する回答	
11 月 19 日	中間貯蔵施設成立「30年後、県外最終処分場への搬出は努力義務のみ」	
12 月 26 日	中間貯蔵施設の環境省内規基準局長通知「空間・地下限定条項に土地の長期に係る補償を記載」 顧問同日	
12 月 27 日	研究所の地上権の不動産鑑定評価書「価格・地上権の正常価格・建設費」地代と同じ「地権者の2割」	
3 月 27 日	環境省(福島)研究機関で要綱第19条・基準第24条の地代(要綱第19条・基準第24条)と地上権の正常価格を算出」と指示	

報告書(その2)から翌年2月の地権者の不動産鑑定評価書までの間に提出・報告された同研究所の報告書や記録等の資料・鑑定結果はあったか? どの様な経緯と根拠に基づき要綱19条・基準24条の地代(要綱第19条・基準第24条)と地上権の正常価格と地権者説明会時に配布して来たのか? 何故、環境省の内規基準は、要綱19条・基準24条の地代使用補償条又は長期対象なのに空間・地下限定条項に地権者の長期使用補償を入れたのか? 環境省造語「時限」の概念がない=短期も長期も対象)とで矛盾がないとの環境省回答であるが、何故かその根拠を具体的に示して頂きたい?

《環境省と日本不動産研究所間の契約書(仕様書含む)及び報告書・調査報告書・不動産鑑定評価書の不備事項の完全履行の請求について》

1. 打ち合わせ協議と同様必要の程度実施し、1週間以内に協議内容を研究所は取りまとめと記載されている。更に打ち合わせ協議には、同研究所は必要資料を作成すると明記されている。しかし、記録・資料は環境省には無いとの回答
2. 仕様書には、不備が発見された場合、研究所は無償で必要な措置をすることである。「今後の発金使用でありこの不備には履行を求める」
3. その他、上記結果の不備についてはその都度確認し請求しているが完全履行を求めている。

3. 【双葉地方広域市町村圏組合にクリーンセンターふたばの説明会開催を要望】

9月2日はいわき市植田の双葉町役場いわき事務所にて、同組合の伊澤史朗管理者、鈴木孝治同組合事務局次長、石橋久環境衛生課長に対して、1年前から環境省から依頼が来ていたにも拘らず、中間貯蔵施設の中に放射性廃棄物の最終処分場を設ける基本協定書を住民・地権者等への説明会も開催しないで環境省・福島県・同組合間に於いて8月5日付で締結したことは、住民・地権者等軽視であることなので、速やかに住民・地権者等への説明会を開催して頂きたい旨を申し入れました。

このことは第6回環境省説明会でも出席した会員の方々からも、環境省に対してこの様な後出しジャンケンでの理不尽な進め方に対する抗議と説明会開催の申し入れがありました。この説明会の開催は引き続き要望していく予定です。

4. 【両町へのご報告と支援要請等】

(1)6月19日(水)大熊町の新役場庁舎にて渡辺利綱町長、石田仁副町長、池沢洋一議会事務局長に当会の活動報告を報告し、要望書を手渡し支援のお願いをいたしました。(双葉町には5月29日訪問を前回会報でご報告)

要望書は鈴木光一町議会議長へも提出いたしました。

(2)9月2日はいわき市植田の双葉町役場いわき事務所にて伊澤史朗町長、平岩総務課長、猪狩建設課長等に当会の活動報告を報告の上、引き続いた情報共有と支援要請をいたしました。

(3)9月24日は大熊町の役場にて、渡辺利綱町長、吉田淳副町長、吉田総務課長に当会の活動報告を報告の上、引き続いた情報共有と支援要請をいたしました。

〈6月19日渡辺町長等にご報告の様子〉

〈9月2日伊澤町長等にご報告の様子〉



## 5. 【今後の活動方針・予定】

国・環境省の基本交渉方針は、公共事業に関する法律や補償基準要綱・同基準等国内統一ルール外の不公平・不適切な低い補償であることに加えて今回は、その手続きにも不備とウソが確認されましたことから、国・環境省としては何とかこのまま逃げきりたいということではないかという事が更に強く感じてきております。

「補償価格・安全・除染・汚染土再利用・2045年3月12日迄の返還と原状回復・福島県外最終処分場建設と同処分場への搬出・復興等の課題と問題」等々然りです。

当会は福島県・大熊町・双葉町へのご報告と情報共有を図りご支援を頂き、各専門家の先生方のハイレベルな知見をもってご指導を頂き、マスコミには情報提供を行い諸活動に取り組んで参ります。今後も会員の皆様と共にルールならびに国の約束等に基づいた正義の声を出し続け、国・環境省の間違いを糾し是正を求めていきましょう。 以上

添付書類 (1)2020年1月号月刊政経東北「議論進まぬ汚染水と中間貯蔵」

(2)小泉進次郎環境大臣宛てに提出した要望書

(作成者・問い合わせ先：30年中間貯蔵施設地権者会 事務局長 門馬好春)

PCメール [mommayoshiharu@gmail.com](mailto:mommayoshiharu@gmail.com)

携帯アドレス [mommayoshiharu@ezweb.ne.jp](mailto:mommayoshiharu@ezweb.ne.jp)

携帯電話 090-3533-5515

※問い合わせは氏名を記載の上、メールでお願いします。